



木曽川 中野の渡しと新濃尾大橋

2026年3月で廃止予定の木曽川の渡し船を楽しみましょう



開催日 2025年11月9日(日) 予備日11月15日(土)
 集合場所 [熱田神宮公園](#) (熱田球場と管理事務所の間付近)
 受付 午前8時 から
 ミーティング 午前8時15分 から。コース説明、注意事項、参加者紹介等。
 解散 午後3時30分 頃
 協賛金 500円以上当日現地でお支払いください。
 昼食 コース沿いに近い飲食店で取ります

コース 距離: 60 km 獲得標高: 252 m 初級者向け

主要な通過・立ち寄り場所など

熱田神宮公園 ⇒ 佐屋街道 ⇒ 万場大橋 ⇒ 大治浄水場 ⇒ 尾張水道みち ⇒ 名鉄山崎駅 ⇒
 西中野渡船場 ⇒ 中野の渡し〔乗船〕⇒ 新濃尾大橋 ⇒ 尾張水道みち ⇒ <往路と同じ>
 ⇒ 熱田神宮公園・解散



ルート図 <https://ridewithgps.com/routes/52921599>

注: ランチの場所によりコースは変わります。

観光ポイント [中野の渡し](#) (愛知県営西中野渡船場) は、愛知県一宮市西中野と岐阜県羽島市を結ぶ木
 曽川の渡し船です。〔県道扱いのため運賃 は無料〕

中野の渡しは江戸時代から運行され、400年以上の歴史があるとされています。

2025年5月24日に [新濃尾大橋](#) (全長759m) が開通したことにより、2026
 年3月末をもって中野の渡しは廃止となる予定です。なお、存続を願う声もあり、一宮
 市が渡船を引き取り、期間限定での渡船運航や、木曽川の各所を巡る遊覧船といった利
 活用の方法を探っています。

一宮市側から自転車と一緒に「第五中野丸」に乗船して木曽川を渡り、新濃尾大橋を
 渡って戻ります。

注意事項 ①人数制限 (先着) 5人

(渡し船の定員 (人+自転車) の関係及び多人数での集団走行、飲食を避けるため)

②尾張水道みちは元は尾張サイクリングロードでしたが、路面状況が悪く、快適に走れ
 ないことをご了承ください。

催行の可否 前日午後8時 までに掲示板でご案内します。

出発時に気象に関して警報が発令された場合は無条件で非催行とします。

問い合わせ 探訪担当 松下康英

緊急連絡090-5101-8466



SHARE THE ROAD

「道路は譲り合って走りましょう」

申し込みは次ページ



申し込みページ

下記参加資格、コロナ対応を理解、承諾の上申し込み願います

→ 参加資格を承諾して「[参加申込](#)」します。

終了後、感想などを記入していただけると担当者の張り合いになります。

→ 「思い出」をクリックして書き込んでください。

終了後、探訪中に撮った写真・動画をアルバムに追加し、みんなで振り返りましょう

→ 「アルバム」をクリックして閲覧、写真追加ください。

参加資格

- ① 参加資格の内容を確認の上、参加資格承諾書の記入をしてください。
- ② 自己の責任においてサイクリングできる方（未成年は保護者の引率が必要です）。
- ③ ヘルメット、グローブの着用は必須です。
- ④ 自転車は十分な整備をして参加してください。
- ⑤ 運転技術以上のスピード走行は慎んでください。
- ⑥ 集団の流れにとらわれず各自で交通ルールを遵守してください。
- ⑦ 走行中、停止中を問わず車道では一列縦列を守ってください。
- ⑧ 危険回避は各自で行ってください。
- ⑨ 走行中は手信号で走行意思・注意を伝達してください。
- ⑩ 道路上での走行グループは5名程度とし、グループ間隔は10m程度以上開けてください。
- ⑪ 万が一、死亡・傷害その他事故損害が発生した場合の補償については参加者個人の責任において処理し、企画担当者および愛知県サイクリング協会の責任を一切問わないことに同意願います。
- ⑫ 企画担当者が必ずしも全てをサポートできないこともあります。各自で注意してください。
- ⑬ 参加者が多い場合は企画担当者をサポートできる方にサブリーダーをお願いすることがあります。
- ⑭ 前にコースを確認しておいてください。
- ⑮ 記入いただいた住所、氏名など参加者個人に関わる情報（個人情報）は、愛知サイクリング協会にて管理し、法令の定める場合、保険会社への連絡、協会からの各種ご案内に使うことがあります。参加者の許可なく第三者への提供や他の目的に使用しません。
- ⑯ 集合写真、スナップ写真など掲示板・FBに掲載する場合がありますので了解願います。

コロナ対応

次の項目のいずれかに該当する方は参加を控えてください。

- ① 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）が陽性者との接触を表示した場合。
- ② 体調が良くない場合（例：発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合）
- ③ 同居の家族や身近な知人に感染を疑われている方がいる場合
- ④ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※参加者にコロナ感染者が発生した場合は、保険用の参加者リストを保健所に提出します。